

議案第21号

東京都板橋区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

東京都板橋区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び
運営に関する基準を定める条例（令和4年板橋区条例第16号）の一部
を次のように改正する。

第17条中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の1
0各号」を「法第27条の2第1項各号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

主務省令の改正に伴い、所要の規定整備をする必要がある。